## 独立行政法人日本学術振興会契約監視委員会(第2回)議事要旨

日 時:平成22年1月25日(月)10:00~12:20

場 所:日本学術振興会 一番町事務室会議室

出席者:會田委員長、清水委員、髙梨委員、京藤委員

議 事:1) 平成20年度契約点検について

2) 平成19年度以前に締結した複数年契約関係について

3)「随意契約等見直し計画」について

## 議事要旨

1) 平成20年度契約点検について

事務局より、平成20年度の競争性のない随意契約とその主な見直し事例について説明が行われた。その中で、排他的権利の保護(著作権をシステム構築者が所有)により随意契約となっているシステムの契約についての考え方の説明が行われ、委員から次のような意見が出された。

・当面は随意契約で実施することはやむを得ないが、価格の妥当性、セキュリティの重要 性等も踏まえて、中・長期的な観点で随意契約の妥当性と競争入札の可能性について今 後検討していく必要がある。

事務局より、平成20年度の一者応札・一者応募とその主な見直し事例について説明が行われた。その中で、海外特別研究員と外国人研究者招へいの海外旅行保険に関する包括契約についての考え方の説明が行われ、了承された。

これらにより、20年度契約についての点検が行われた。

2) 平成19年度以前に締結した複数年契約関係について

事務局より、平成19年度以前に締結した「複数年契約点検結果」について説明が行われ、了承された。

3)「随意契約等見直し計画」について

事務局より、随意契約見直し計画について説明が行われ、その考え方について了承された。

その際に委員から出された主な意見は次のとおり。

- ・競争入札を実施の際は、契約に係る日程を調整の上、競争性の確保が図れるよう、各担 当課への周知を図るべきである。
- ・随意契約見直し計画で、20年度に締結した随意契約のうち、「真にやむを得ないもの」 として引き続き随意契約を結ぶものについては、妥当だと考えるが、今後も事業の実施 において、外的制約やセキュリティの確保などの各種状況に対して多面的な検討をした 上で、随意契約の可否の検討をその都度行うべき。